

わくわく島根生活実現支援事業（移住支援金） よくあるご質問
（R7.11. 1 現在）

※島根県内への移住を検討されている方からのよくあるご質問への回答集です。
詳細は、移住先として検討されている市町村の窓口へお問い合わせください。

Q 1 県内のどの市町村に移住しても移住支援金の対象になるか。

A 1 この事業を実施している市町村への移住が対象となります。令和7年度は、益田市及び海士町を除く市町村が対象となります。

Q 移住先の市町村と就業先の市町村とが異なる場合、移住支援金はどちらの市町村に申請すればよいか。

A 住民票を移した移住先の市町村に申請してください。

Q 要件を満たして移住すれば、必ず移住支援金がもらえるか。

A 各市町村や島根県の毎年度の予算の範囲内での支給となりますので、予算を超過している場合は、支給を受けられない場合があります。ただし、移住支援金の申請期間は、移住後1年以内ですので、翌年度に申請することで支給を受けられる場合がありますので、移住先の市町村にお問い合わせください。

Q 単身世帯による移住か、二人以上の世帯による移住かは、どのように判断するのか。

A 移住元の住民票の除票の写し及び申請時の住民票の世帯人数で確認します。なお、同性パートナーも同一の住民票に記載があれば二人以上の世帯となります。

Q 移住元において二人以上の世帯で居住している申請者が単身で移住した後、一定期間経過して、世帯を構成する家族が同じ住居に移住した場合、世帯の金額が支給されるのか。

A 申請時に単身であれば単身の金額、申請時に家族も含めて移住していれば世帯の金額を支給します。なお、世帯の金額の支給に際しては、該当する世帯員についても、移住支援金申請時に転入後1年以内である必要がある点にご注意ください。

また、同一世帯に属する者が同一の市町村に対して、移住支援金を複数回申請することは認められません。

Q 世帯に関する要件について、申請者以外の世帯員についても、移住元に関する事項（通算5年以上東京23区に在住等）の要件を満たす必要があるか。

A 申請者以外の世帯員については、移住元において同一世帯に属していたことなどの世帯に関する要件を満たしていれば、移住元に関する事項を満たす必要はありません。

Q 就業後に移住しても移住支援金の支給対象となるのか。

A 移住と就業の順序は問わず、くらしまねっとに対象求人が掲載された後に就業し、かつ、移住支援金申請時に転入後1年以内であれば支給対象となります。

Q 支給後の就業継続の確認はどのように行うのか。

A 申請から1年後に支援金支給の申請を受け付けた市町村が支給者本人や就業先に確認することにより行います。

Q 移住支援金の申請日から5年以内に、移住支援金を受給した市町村から転出した場合には、返還対象となるとされているが、近隣市町村への移動等、島根県内での移動である場合にも返還対象か。

A 移住支援金を支給した市町村から転出した場合には返還対象となります。

Q 就業に関する要件で移住支援金を受給した場合、移住支援金の申請日から1年以内に対象企業を退職し、「くらしまねっと」に掲載された同じ市町村内の移住支援金の対象求人に就職した場合も返還対象となるか。

A 返還対象となります。

Q 二人以上の世帯として移住支援金を受給（子育て世帯への加算を含む）した後、世帯の要件を満たさなくなった場合、世帯と単身との移住支援金の差額や子育て世帯への加算の分を返還する必要があるか。

A 返還の必要はありません。ただし、虚偽の申請であることや、居住や就業・起業の実態がないことなどが明らかになった場合は、移住支援金の返還対象となります。